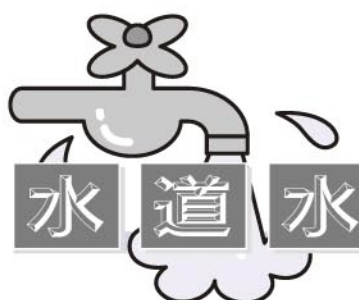




水道水 水質検査結果

水道水は、法令等に定められた検査項目と検査頻度により水質検査を行っています。

10月に実施した水道水の水質検査結果は下表のとおりです。

これらの検査は義務づけられている検査項目のほかにも、水道水の安全の確保に万全を期するため水質管理上留意すべきものとされている農薬や、その他の項目についても検査を行っています。また、水道水の水源水の水質検査も行っています。

なお、現在までに行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

これらの検査結果は、役場上下水道課、各振興センターで閲覧することができますので、閲覧したい方は右記までご連絡ください。

鏡野町役場	上下水道課	☎0868-54-0001
奥津振興センター	産業建設課	☎0868-52-2211
上齋原振興センター	産業建設課	☎0868-44-2111
富振興センター	産業建設課	☎0867-57-2111

平成17年10月水質検査結果

試験項目	法令による 水質基準	水 質 検 査 結 果										
		鏡 野 上 水 道	香 北 簡 易 水 道	香 々 美 簡 易 水 道	中 谷 簡 易 水 道	奥 津 簡 易 水 道	羽 出 簡 易 水 道	泉 簡 易 水 道	中 央 簡 易 水 道	大 簡 易 水 道	遠 藤 簡 易 水 道	本 村 簡 易 水 道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	7.6	5.1	5.2	7.7	4.8	5.5	4.9	3.8	4.2	3.9	5.8
有機物	5mg/l以下	0.3	0.2	0.2	0.1	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8
pH値	5.8～8.6	6.3	6.8	6.1	6.5	6.9	7.1	6.6	6.9	7.0	7.2	7.2
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	2.4
濁度	2度以下	0.1未満	0.5	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2

国民年金

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、年金の支払者である社会保険庁において所得税を源泉徴収することになっています。

社会保険庁では翌年1月末までに、「老齢年金」をお受け取りの方全員に対し、「公的年金等の源泉徴収票」を送付することとしています。この源泉徴収票には、この1年間に支払われた年金の総額、源泉徴収税額、控除の内容などが記載されています。

また、「老齢年金」から所得税を源泉徴収された人でも、年金以外に給与等の収入がある人や、2つ以上の年金支払者（社会保険庁と共済組合など）に対して扶養親族等申告書を提出している人は、確定申告をする義務があります。

確定申告が義務付けられていない人でも、源泉徴収税額を納めすぎている場合には、還付を受けるために申告することができます。

源泉徴収票を紛失された場合は、再交付ができますので、津山社会保険事務所（☎0868-22-7116）や『ねんきんダイヤル』（☎0570-07-1165）までお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。